

Evading Trade Sanctions? The EU's Withdrawal of Tariff Preferences for Cambodia

Ponhahwatey Snameas (埼玉大学) ・ Kiyoyasu Tanaka (IDE-JETRO) ・ Kenmei
Tsubota (法政大学)

近年、経済制裁や貿易制限措置は、安全保障だけでなく、人権や民主主義、労働基準などをめぐる政策手段として用いられている。また、一般特惠関税制度 (GSP) や「武器以外すべて (Everything But Arms: EBA)」などの非相互的貿易特惠制度については、特惠アクセスを失うことで、特惠を供与する市場への輸出が減少することが既存研究で示されている。一方、特惠の喪失後に、影響を受けた品目の輸出が第三国市場へ転換されるかについては、実証的な証拠がなお限られている。

本研究は、2020 年 8 月に EU がカンボジアに対して実施した EBA 特惠の一部撤回を対象に、撤回対象品目の輸出が非 EU 市場へ転換されたかを検証する。特惠の一部撤回により、砂糖、旅行用品、衣類、履物の一部品目は EU 市場での無税アクセスを失い、MFN 税率が適用されることとなった。

分析には、UN Comtrade から取得した 2017~2024 年のカンボジアの輸出データを用いる。品目は HS2017 分類の 6 桁レベルで定義し、非 EU 市場向け輸出を分析対象とする。実証分析では、同一の HS 章に撤回対象品目と非対象品目の双方が含まれる HS61 (ニット衣類)、HS62 (織物衣類)、HS64 (履物) に焦点を当てる。撤回対象品目と非対象品目の非 EU 向け輸出の変化を比較する差の差 (difference-in-differences: DiD) モデルを Poisson pseudo-maximum likelihood (PPML) で推定する。さらに、event-study を用いて、撤回前の輸出傾向と撤回後の変化を確認する。

推計結果からは、EBA 特惠の一部撤回後に、撤回対象品目の輸出が非 EU 市場へ転換されたという証拠は確認されなかった。全サンプルでは、撤回対象品目の非 EU 向け輸出は 2020 年以降約 23% 減少した。HS61 および HS62 では撤回後の係数は統計的に有意ではなかった一方、HS64 では約 50% の有意な減少が確認された。したがって、全体で確認された輸出減少は、主として履物によるものである。event-study でも、全サンプルでは 2020 年以降の係数が負となり、HS64 では撤回後も輸出の縮小が続いていることが確認された。ただし、HS64 では 2017 年の撤回前係数が正で統計的に有意であるため、撤回後の変化を因果的に解釈する際には注意が必要である。

以上の結果から、カンボジアでは EBA 特惠の一部撤回後、撤回対象品目の輸出が第三国市場へ転換されたという証拠は確認されず、特に履物では輸出が縮小したことが示された。本研究は、特惠撤回後に撤回対象品目の輸出が非 EU 市場へ転換されたかを品目・輸出先レベルで検証することで、特惠を失った後の輸出先転換について実証的な知見を示すものである。